

特別永住者・永住者の方へ

切り替えて安心!!

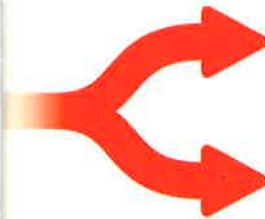


特別永住者証明書 又は 在留カードへの切替えはお済みですか？

外国人登録証明書は**特別永住者証明書**又は**在留カード**に切り替える必要があります!!



外国人登録証明書



特別永住者証明書



在留カード

特別永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月8日までの方(※)	平成27年(2015年)7月8日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降の方(※)	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日まで	
		16歳の誕生日まで	

※ 次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面(上記見本の — 部分)で確認できます。

永住者の方	対象となる方		切り替える期限
	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方		平成27年(2015年)7月8日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	平成27年(2015年)7月8日までに16歳の誕生日が到来する方	16歳の誕生日まで	
	平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方	平成27年(2015年)7月8日まで	

- 切替期限の平成27年(2015年)7月8日の数か月前から、多くの方が申請窓口に来庁され、**大変な混雑**が予想されますので、**早めの切替え**にご協力をお願いします。
- 平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方で、16歳の誕生日が「切り替える期限」となる方は、16歳の誕生日の6か月前から16歳の誕生日までに有効期間の更新を行ってください。
- 詳細は法務省入国管理局のホームページをご覧ください。 <http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/kirikaenoosirase.pdf>



法務省入国管理局

お問合せ先：外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）

0570-013904 (IP電話・PHS・海外から 03-5796-7112)

特別永住者の方はお住まいの市区町村にお問い合わせすることも可能です。

特別永住者の団員・同胞のみなさまへ！

特別永住者の制度が変わりました

2012年7月9日に**外国人登録証明書が廃止**されました。

みなさんは、**切替え期限（※参照）**までに、外国人登録証明書を**特別永住者証明書**に切り替えなければなりません。

今すぐ切替えを！

切替は、**市区町村の窓口**で出来ます。



画像提供：法務省入国管理局

16歳以上の方

※2012年7月9日時点

① 2015年7月8日以前に現在所持している「外国人登録証明書」の切替期間が来る方は、2015年7月8日までに特別永住者証明書に切り替えなければなりません。

(例)

外国人登録証明書の切替期間の初日が2014年4月1日の場合、2015年7月8日までに特別永住者証明書に切替えます。

※その間（2014年4月2日～2015年7月8日）は、外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされます。

② 2015年7月8日以降に切替え期間を迎える方は、その期間までに特別永住者証明書に切替えなければなりません。

(例)

外国人登録証明書の切替期間の初日が2017年4月1日の場合、2017年4月1日までに特別永住者証明書に切替えます。

16歳未満の方

※2012年7月9日時点

16歳の誕生日まで（誕生日の6ヶ月前から）

有効期間の満了する直前の数ヶ月間は窓口が大変混み合うことが予想されます。有効期限が残っていても切替は今からでも出来ますので、余裕を持ち早めに更新されることをお勧めします。

施行期間（2012年7月9日から3年間）が満了するのに伴い、法務省より2014年度中に切替え通知案内が送付される予定です。16歳以上で現在持っている外国人登録書の切替え日が2015年7月8日の翌日以降の方は有効期間の誕生日まで現在の外国人登録証明書が使用出来ます。

※切替日は誕生日までで、従来の誕生日以後30日間の猶予はありません。

● 「特別永住者証明書」には通称名は記載されません

社会生活上、通称名が必要な方は特別永住者証明書の更新と同時に「住基カード」を作りましょう。

特別永住者証明書の交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、市区町村で住民票が作成されます。これまで通称名が登録されている方は、継続して住基カードに記載されます。



■ 特別永住者制度の罰則規定

【特例法 31 条】 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
虚偽の届出や証明書の更新・再交付義務違反・提示拒否等が該当します。

【特例法 32 条】 20 万円以下の罰金
住所地届出義務・新住所届出義務・記載事項変更届義務等（14 日以内）を怠ると罰金が科せられます。

● 再入国許可の制度が変わります（みなし再入国許可）

みなし再入国許可とは？

- ① 出国後 2 年以内に再入国する場合は、有効な旅券と特別永住者証明書を提示すれば、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。（出国時、再入国出国カードの「みなし再入国許可による出国を希望します」部分にチェックが必要）
- ② みなし再入国許可を受けて出国する場合、その有効期間を海外で延長する事はできません。出国後 2 年以内に再入国しないと特別永住者の地位が失われることとなりますので、注意してください。

※通常の再入国許可を受けて出国する場合は、その有効期間の上限が「6 年」になりました

手続きの詳細や不明な点は、最寄りの市区町村の窓口もしくは民団支部までお訊ねください。



永住者の団員・同胞のみなさまへ！

新しい在留管理制度がスタート！

2012年7月9日に**外国人登録証明書が廃止**されました。

みなさんは、**切替え期限（※参照）**までに、外国人登録証明書を**在留カード**に切り替えなければなりません。

今すぐ切替えを！

切替は、**地方入国管理局**で行います。



16歳以上の方 ※2012年7月9日時点

2015年7月8日まで

※外国人登録証明書の切替え期限が、2015年7月8日以前、またそれ以後に拘わらず2015年7月8日まで在留カードに切替えなくてはなりません。

16歳未満の方 ※2012年7月9日時点

2015年7月8日または

16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※誕生日の6ヶ月前から申請受付



(参考)

永住者以外の在留資格（特定活動除く）

16歳以上 - 在留期間の満了日

16歳未満 - 在留期間の満了日または

16歳の誕生日のいずれか早い日

画像提供：法務省入国管理局

有効期間の満了する直前の数ヶ月間は窓口が大変混み合うことが予想されます。有効期限が残っていても切替は今からでも出来ますので、余裕を持ち早めに更新されることをお勧めします。

施行期間(2012年7月9日から3年間)が満了するのに伴い、法務省において2014年度中の切替え通知案内の送付について検討されています。現在持っている外国人登録証明書の切替え期間は、2015年7月8日までですので忘れずに切替えて下さい。

● 「在留カード」には通称名は記載されません

社会生活上、通称名が必要な方は在留カードの更新と同時に「住基カード」を作らしましょう。

在留カードの交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、市区町村で住民票が作成されます。これまで通称名が登録されている方は、継続して住基カードに記載されます。



■ 新しい在留管理制度の罰則規定

虚偽届出、更新・届出義務違反、在留カード偽変造、不正使用、携帯・提示義務違反などに該当した場合、懲役・罰金刑などに処されます。

【71条の2～3、73条の3～6、75条の2～3】

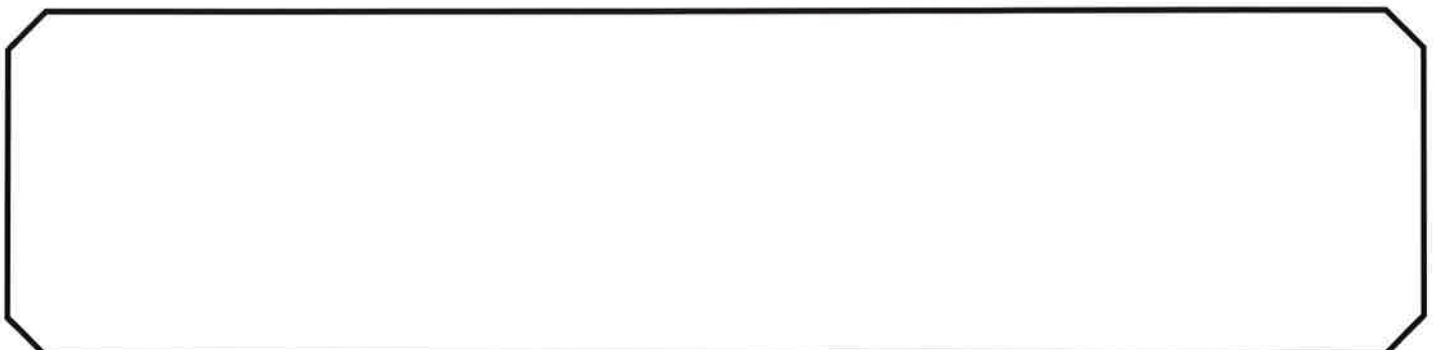
● 再入国許可の制度が変わります（みなし再入国許可）

みなし再入国許可とは？

- ① 出国後1年以内に再入国する場合は、有効な旅券と在留カードを提示すれば、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。（出国時、再入国出国カードの「みなし再入国許可による出国を希望します」部分にチェックが必要）
- ② みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと永住者の在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

※通常の再入国許可を受けて出国する場合は、その有効期間の上限が「5年」になりました。

手続きの詳細や不明な点は、最寄りの地方入国管理局の窓口もしくは民団支部までお訊ねください。



特別永住者の皆さんへ

2012年7月9日(月)から

特別永住者の制度が変わります!

ここが変わります!

「特別永住者証明書」が交付されます

- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

*原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。

※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。



- ・特別永住者証明書の交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成されますので、これまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、市区町村の窓口で住民票の写しを受け取ることができるようになります。

再入国許可の制度が変わります

○「みなし再入国許可」が導入されます

有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）。

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の地位が失われることとなりますので、注意してください。

○再入国許可の有効期間の上限が「6年」になります

施行日後（2012年7月9日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されます。



「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)



住居地を変更したときに、
変更後の新しい住居地が記載
される欄です。

(裏面)

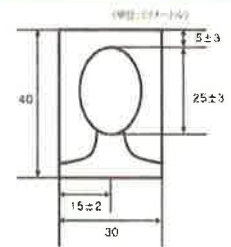


* 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。

* 外国人登録証明書に記載されていた「通称名」については、特別永住者証明書には記載されません。

特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要となります

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前日3か月以内に撮影されたもの



特別永住者証明書には『有効期間』があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで

（特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

16歳未満の方 16歳の誕生日まで



Q. 新しい制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、**すぐに換える必要はありません。**

ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても**有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。**その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」といいます。）の始期であるその方の誕生日までとなります（例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。）。

また、確認期間が改正法の施行期日（2012年7月9日）から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）
Tel 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは 03-5796-7112）